

司法書士の法律相談権の確立を求める意見書

司法書士は、制度創設以来百三十年にわたり、登記、供託、裁判事務などの法的な問題に対する相談に対応しており、全国的には弁護士が存在する市町村は約三割であるのに対し約八割の市町村において国民の身近な存在として業務を展開している。

司法書士は、平成十四年の司法書士法の改正により簡易裁判所の民事に関する紛争であつて紛争の目的価額が百四十万円以下のものについて、相談に応じ、代理することが可能になり、国民の司法アクセスの充実の観点から司法書士に対する期待が高まったところである。

しかし、現実には、市町村の無料相談等において、紛争の予防や紛争回避のための幅広い司法相談について応じていたものが、司法書士を相談担当者とする場合には「百四十万円以内の民事紛争に限る」とする取扱いがされるなど、司法書士の相談業務が従前よりも狭められていく傾向にある。

このように司法書士による相談について「百四十万円以内の民事紛争」を基準とするため、必ずしも紛争が現実化していない状況での紛争予防、紛争回避に向けた相談についても司法書士を排除する結果となっている。また、相談は受任の前段業務としてなされるものであり、相談を受けることにより司法書士の業務範囲か否か判断することを考えると、紛争の目的の価額により相談に制限を設けることは国民のニーズに沿ったものとはいえない状況となっている。

よつて、国会及び政府におかれては、国民の司法アクセスの充実拡大を図るため、司法書士の簡易裁判所代理権の事物管轄（百四十万円）に限定されない「法律相談権」を確立するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
法務大臣	森 英介 殿